



三重県公報

令和3年1月8日 (金)
 第 172 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
3	三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(環境生活総務課)	2
4	温泉法施行細則の一部を改正する規則	(大気・水環境課)	2
5	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	2
企業庁管理規程			
1	三重県企業庁公舎管理規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	3
告 示			
12	令和3年三重県議会定例会の招集	(財 政 課)	7
13	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長 寿 介 護 課)	7
14	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	7
15	指定管理者の指定	(少 子 化 対 策 課)	8
16	同件	(子 育 て 支 援 課)	8
17	同件	(障 が い 福 祉 課)	8
18	同件	(同)	8
19	廃物として認定することが困難な放置自動車の処分	(廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 課)	9
20	指定管理者の指定	(み ど り 共 生 推 進 課)	9
21	同件	(同)	9
22	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	10
23	同件	(同)	10
24	同件	(同)	10
25	同件	(同)	10
26	同件	(同)	11
27	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	12
28	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	12
29	海岸保全区域の指定	(港 湾 ・ 海 岸 課)	13
公 告			
	令和3年度三重県学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定のための見 積価格の徴集	(畜 産 課)	13
	地域森林計画をたてた旨	(森 林 ・ 林 業 経 営 課)	16
	地域森林計画を変更した旨	(同)	16
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	16
	同件	(同)	16
正 誤			
	令和2年12月18日付け三重県公報第168号	(水 産 振 興 課)	17

規 則

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三号

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成十三年三重県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第九号様式まで、第十三号様式、第十五号様式から第十七号様式まで、第十九号様式から第二十一号様式まで、第二十二号様式から第二十四号様式の四まで及び第三十二号様式中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている届出書その他の書類は、改正後の三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された届出書その他の書類とみなす。

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（平成五年三重県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式の二まで、第六号様式の二から第八号様式の五まで及び、第十二号様式から第十七号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の温泉法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の温泉法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第五号

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和二年三重県規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号その一から様式第一号その三までの規定中「岨岨埋立」を「岨岨」に、「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に改める。

様式第二号から様式第四号まで、様式第七号から様式第十一号まで及び様式第十三号から様式第二十号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

企業庁管理規程

三重県企業庁公舎管理規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和三年一月八日

三重県企業庁長 喜 多 正 幸

三重県企業庁管理規程第一号

三重県企業庁公舎管理規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁公舎管理規程（昭和四十八年三重県企業庁管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸与の承認)</p> <p>第五条 公舎の貸与を受けようとする者は、庁長に公舎貸与申請書（第二号様式）を提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(貸与の履行すべき事項)</p> <p>第八条 貸与者は、善良な管理者としての注意をもって、常に公舎の正常な維持保存に努めるとともに、次に掲げる事項を履行しなければならない。</p> <p>一 貸与の手続を完了した日から原則として十日以内に、指定された公舎に入居し、直ちに公舎借用書（第四号様式）を庁長に提出すること。</p> <p>二〇六 (略)</p> <p>(明渡し)</p> <p>第十条 貸与者が次の各号の一に該当したときは、その該当することとなつた日から十日以内に、当該公舎を明け渡さなければならない。ただしやむを得ない事情により特に庁長の承認を得た場合に限り、三箇月の範囲内においてその明渡しの猶予を受けることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 転勤、転職等により、公舎を使用する必要がないと庁長が認め、明渡しを要求したとき。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 貸与者が公舎を明け渡す場合には、その七日前までに、庁長に公舎明渡し書（第五号様式）を提出しなければならない。</p>	<p>(貸与の承認)</p> <p>第五条 公舎の貸与を受けようとする者は、<u>所管所属長を経由して</u>、庁長に公舎貸与申請書（第二号様式）を提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(貸与の履行すべき事項)</p> <p>第八条 貸与者は、善良な管理者としての注意をもって、常に公舎の正常な維持保存に努めるとともに、次に掲げる事項を履行しなければならない。</p> <p>一 貸与の手続を完了した日から原則として十日以内に、指定された公舎に入居し、直ちに公舎借用書（第四号様式）を<u>所管所属長を経由して</u>、庁長に提出すること。</p> <p>二〇六 (略)</p> <p>(明け渡し)</p> <p>第十条 貸与者が次の各号の一に該当したときは、その該当することとなつた日から十日以内に、当該公舎を明け渡さなければならない。ただしやむを得ない事情により特に庁長の承認を得た場合に限り、三箇月の範囲内においてその明け渡しの猶予を受けることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 転勤、転職等により、公舎を使用する必要がないと庁長が認め、明け渡しを要求したとき。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 貸与者が公舎を明け渡す場合には、その七日前までに、<u>所管所属長を経由して</u>、庁長に公舎明け渡し書（第五号様式）を提出しなければならない。</p>

第二号様式、第四号様式及び第五号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第 5 条関係)

公 舎 貸 与 申 請 書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

現住所

所 属

職 名

氏 名

年 月 日生

次のとおり公舎の貸与を受けたいので三重県企業庁公舎管理規程第 5 条第 1 項の規定により申請します。

なお公舎の貸与を受けた上は同規程を遵守し義務を履行します。

- 1 公 舎 名

- 2 公舎貸与希望理由

- 3 同居家族

氏 名	生年月日 (年齢)	性別	本人との続柄	職 業	備 考

第4号様式（第8条関係）

公 舎 借 用 書	
	年 月 日
三重県企業庁長 宛て	
	所 属 職 名 氏 名
次のとおり公舎を借用しました。	
1	承認公舎名
2	借用年月日

第5号様式（第10条関係）

<p>公 舎 明 渡 し 書</p>	
	<p>年 月 日</p>
<p>三重県企業庁長 宛て</p>	
	<p>所 属 職 名 氏 名</p>
<p>次のとおり公舎を明け渡します。</p>	
1	公舎名
2	理 由
3	明渡し年月日

附 則

りの管理規程は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 12 号

令和 3 年三重県議会定例会を次のとおり招集します。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 期日 令和 3 年 1 月 15 日
- 2 場所 三重県議会議事堂

三重県告示第 13 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 日 年 月 日	サービスの種類
2470205960	ヘルパーステーションくるみ	四日市市笹川 3 丁目 141-3	株式会社ラカボシ	令和 3 年 1 月 1 日	訪問介護
2470205978	ホームケア土屋 三重	四日市市安島 1-6-2 下田ビル 204 号室	株式会社土屋	令和 3 年 1 月 1 日	訪問介護
2470401007	樹楽 にじむすび蒼空	亀山市田村町 705 番地 20	合同会社孫ころ	令和 3 年 1 月 1 日	訪問介護
2471301420	ヘルパーステーション ゆり	名張市百合が丘西 5 番町 1 番地	社会福祉法人こもはら福祉会	令和 3 年 1 月 1 日	訪問介護
2460290501	訪問看護リハステーション春	四日市市智積町 5942	株式会社さくら	令和 3 年 1 月 1 日	訪問看護
2460590405	訪問看護ステーションあやめ津	津市末広町 29 番 2 号カムズエイト 1B	株式会社ファーストナース	令和 3 年 1 月 1 日	訪問看護
2460590413	訪問看護ステーションオランジュ TSUOKI	津市津興字高砂 47 リュミエール 203	株式会社みつば	令和 3 年 1 月 1 日	訪問看護
2471201414	あゆみのデイサービス 伊賀	伊賀市小田町 266 番 1	株式会社メディソップ	令和 3 年 1 月 1 日	通所介護
2470205952	JAYACARE株式会社	四日市市笹川 1 丁目 182 番地 1	JAYACARE株式会社	令和 3 年 1 月 1 日	福祉用具貸与
2470205952	JAYACARE株式会社	四日市市笹川 1 丁目 182 番地 1	JAYACARE株式会社	令和 3 年 1 月 1 日	特定福祉用具販売

三重県告示第 14 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 日 年 月 日	サービスの種類
2460290501	訪問看護リハステーション春	四日市市智積町 5942	株式会社さくら	令和 3 年 1 月 1 日	介護予防訪問看護
2460590405	訪問看護ステーションあやめ津	津市末広町 29 番 2 号カムズエイト 1B	株式会社ファーストナース	令和 3 年 1 月 1 日	介護予防訪問看護

2470205952	JAYACARE株式会社	四日市市笹川 1 丁目 182 番地 1	JAYACARE株式 会社	令和 3 年 1 月 1 日	介護予防福 祉用具貸与
2470205952	JAYACARE株式会 社	四日市市笹川 1 丁目 182 番地 1	JAYACARE株式 会社	令和 3 年 1 月 1 日	特定介護予 防福祉用具 販売

三重県告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、みえこどもの城の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 松阪市立野町 1291 番地
名 称 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
代表者 理事長 福田 圭司
- 2 指定した年月日
令和 2 年 12 月 22 日
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県母子・父子福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 津市桜橋 2 丁目 131 番地
名 称 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会
代表者 理事長 北野 好美
- 2 指定した年月日
令和 2 年 12 月 23 日
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 津市一身田大古曾 670 番地 2
名 称 社会福祉法人三重県厚生事業団
代表者 理事長 井戸畑 真之
- 2 指定した年月日
令和 2 年 12 月 23 日
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県視覚障害者支援センターの指

定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年1月8日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 津市桜橋2丁目130番地
名称 社会福祉法人三重県視覚障害者協会
代表者 会長 児玉 千春
- 2 指定した年月日
令和2年12月25日
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

三重県告示第19号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）第83条第2項の規定により、第81条第1項の規定により廃物として認定することが困難で、所有者等が判明しない放置自動車を次のとおり告示します。

令和3年1月8日

三重県知事 鈴木英敬

警告書をはり付けた日	放置されている場所	車名	塗色	自動車登録番号	告示後の取扱い	放置自動車の引取りの方法
平成26年3月11日	尾鷲市天満浦地内（尾鷲港港湾施設用地）	ダイハツアトレ	白	三重 50 よ 5578	3月を経過した日以後において処分する。	環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課へ連絡すること。

三重県告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、三重県民の森の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年1月8日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 三重郡菰野町千草 3927-1
名称 NPO法人ECCOM
代表者 理事長 森 豊
- 2 指定した年月日
令和2年12月21日
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

三重県告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、三重県上野森林公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年1月8日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 三重郡菰野町千草 3927-1
名称 NPO法人ECCOM
代表者 理事長 森 豊
- 2 指定した年月日
令和2年12月21日
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

三重県告示第 22 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
松阪ショッピングセンター
松阪市船江町 1392 番地 3
- 2 松阪市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 3 年 1 月 8 日から同年 2 月 8 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 23 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ郷津店
松阪市郷津町 204-1 ほか 31 筆
- 2 松阪市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 3 年 1 月 8 日から同年 2 月 8 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 24 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアゴ嬉野店
松阪市嬉野中川新町 4 丁目 205 番地
- 2 松阪市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 3 年 1 月 8 日から同年 2 月 8 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 25 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出（変更の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鈴鹿
鈴鹿市庄野羽山 3000 番 3
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
意見なし
 - (2) 騒音の発生に係る事項
騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）の規制基準を遵守すること。
近隣から騒音に係る苦情が発生したときは誠意をもって対応すること。
 - (3) 廃棄物に係る事項
施設からの事業活動に伴って生じた廃棄物については、一般廃棄物及び産業廃棄物等の廃棄物の区分に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。
 - (4) その他の事項
周辺地域の生活環境の保有の観点から寄せられる住民からの要望には十分に配慮すること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 3 年 1 月 8 日から同年 2 月 8 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 26 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出（変更の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により亀山市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ サウス亀山店
亀山市菅内町 1369 番 1
- 2 亀山市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
意見なし
 - (2) 騒音の発生に係る事項
平成 29 年 11 月 14 日付で亀山市と締結した環境保全協定の環境保全計画書に定める騒音に係る規制基準を超過することが無いよう、必要に応じて対策を実施し、抑制に努めるとともに、環境保全計画書に基づいた自主測定を実施することにより、騒音状況の把握に努めること。
 - (3) 廃棄物に係る事項
意見なし
 - (4) その他の事項
本計画に伴い平成 29 年 11 月 14 日に亀山市と締結した環境保全協定の見直しの必要性について、亀山市生活文化部環境課と協議を行うこと。また、周辺住民から苦情があった場合は事業者及び施工業者の責任において誠意をもって対処するとともに、環境保全協定第 7 条の規定に基づきその内容を亀山市に報告すること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 3 年 1 月 8 日から同年 2 月 8 日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 27 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大台ヶ原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町椀原字宮平 525 番 3 地先から 多気郡大台町椀原字宮平 521 番 1 地先まで	旧	5.4~8.6	157.6
	新	6.1~22.6	157.6

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市清生町字茶白山 439 番 3 地先から 松阪市垣鼻町字堀ノ内 809 番 25 地先まで	旧	8.2~13.5	24.2
	新	12.9~14.0	24.2

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高奈上三瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町高奈字西野々 363 番 5 地先から 多気郡大台町高奈字西野々 362 番 8 地先まで	旧	5.3~8.7	100.5
	新	5.8~17.3	100.5

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀勢インター線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町崎字横谷 1482 番 5 地先から 度会郡大紀町崎字横谷 1539 番 3 地先まで	旧新	7.8~11.6	179.3
	新	8.5~18.1	199.3

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市磯部町三ヶ所字佐田 611 番 12 地先から 志摩市磯部町三ヶ所字佐田 613 番 8 地先まで	旧	26.3~29.2	24.3
	新	13.1~26.3	24.3

三重県告示第 28 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊勢松阪線	多気郡明和町大字前野字志貴伝 1246 番地先から 多気郡明和町大字前野字志貴伝 1 番 1 地先まで	令和 3 年 1 月 8 日
一般国道 167 号	志摩市阿児町鶴方字赤松ケ谷 2854 番 4 地先から 志摩市阿児町鶴方字赤松ケ谷 2850 番 4 地先まで	令和 3 年 1 月 14 日
一般国道 260 号	志摩市阿児町鶴方字赤松ケ谷 2854 番 4 地先から 志摩市阿児町鶴方字赤松ケ谷 2850 番 4 地先まで	令和 3 年 1 月 14 日
県道 磯部大王線	志摩市阿児町甲賀字池田 3577 番 1 地先から 志摩市阿児町甲賀字池田 3580 番 29 地先まで	令和 3 年 1 月 8 日
県道 磯部大王線	志摩市阿児町甲賀字池田 3579 番 2 地先から 志摩市阿児町甲賀字池田 3579 番 7 地先まで	令和 3 年 1 月 18 日

三重県告示第 29 号

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定します。

なお、海岸保全区域の指定（昭和 56 年三重県告示第 521 号の 2）のうち、三重県三河湾・伊勢湾沿岸南若松地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止します。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 海岸の区分及び名称

三重県三河湾・伊勢湾沿岸南若松地区海岸

2 指定地区

基標（千代崎港港湾区域界）から基標（白子港港湾区域界）に至る間の干潮時水際線から海に向かって 250 メートル離れた線と海岸保全施設裏法先線から陸地に向かって 10 メートル離れた線とによって囲まれた区域

3 基点及び補助点の標示

基点及び補助点の番号	緯度（北緯）	経度（東経）
基 点 1	34 度 50 分 35 秒	136 度 36 分 17 秒
基 点 2	34 度 50 分 36 秒	136 度 36 分 16 秒
基 点 3	34 度 50 分 32 秒	136 度 36 分 12 秒
基 点 4	34 度 50 分 23 秒	136 度 36 分 04 秒
基 点 5	34 度 50 分 15 秒	136 度 35 分 57 秒
基 点 6	34 度 50 分 14 秒	136 度 35 分 58 秒
補助点 101	34 度 50 分 31 秒	136 度 36 分 23 秒
補助点 102	34 度 50 分 30 秒	136 度 36 分 25 秒
補助点 103	34 度 50 分 25 秒	136 度 36 分 21 秒
補助点 104	34 度 50 分 17 秒	136 度 36 分 13 秒
補助点 105	34 度 50 分 09 秒	136 度 36 分 06 秒
補助点 106	34 度 50 分 11 秒	136 度 36 分 03 秒

この指定区域を示す図面は、三重県県土整備部港湾・海岸課及び三重県鈴鹿建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

公 告

令和 3 年度三重県学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定のための見積価格の徴集を次のとおり行います。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 見積りに関する事項

(1) 見積りの対象となる価格

別に定める区域ごとの 200cc 牛乳 1 本当たりの供給価格

(2) 供給期間

令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)まで

2 見積りを提出できる者の資格に関する事項

次の要件を全て満たす者とします。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条第2項の乳業を行う者(以下「乳業者」という。)

イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号により乳業者を組合員とする事業協同組合

ウ 畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第2条第4項第1号イに規定する生乳生産者団体

エ 牛乳卸売業者又は牛乳小売業者であって、学校給食用牛乳の配送、安全管理等を自ら責任を持って確実にを行うことができると認められる者(当県内において、アからウまでに掲げる者による供給が困難である場合に限る。)

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされた改正法第1条の規定による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第33号)第13条第1項の承認に係る同項に規定する総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工を行う者のうち、当該承認の有効期間の満了日が令和4年3月31日以降であるもの

イ 学校給食用牛乳の製造に関し、衛生管理基準を整備し定期的な外部監査を受けている事業者であって、改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第51条第2項及び第3項の規定に基づく公衆衛生上必要な措置を令和3年5月31日までに定めた上で、これを遵守していること等について令和4年3月31日までに三重県知事等による監視を受けることが見込まれるもの

(3) 令和3年6月1日以降に、改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第51条第2項及び第3項の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守していること等について、三重県知事等による立入指導等を前年度の4月1日以降に原則として1回以上受け、安定して安全で品質の高い牛乳の供給を行うことが見込まれる者

(4) 学校給食用牛乳の供給に必要な生乳の配乳について、牛乳の販売実績等に鑑み、十分に学校給食用牛乳の供給が可能と見込まれる者

(5) 過去に供給事業者の決定を受けた乳業者であって、決定の取り消しを受けた場合にあっては、当該取り消しを受けた日から2年以上経過している者

(6) 三重県の酪農振興に資するため、学校給食用牛乳に使用する生乳について、三重県産生乳の優先使用に努める者

3 見積提出の手續に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部畜産課畜産振興班

電話 059-224-2541

(2) 見積説明会の日時及び場所

ア 日時 令和3年1月21日(木)14時30分

イ 場所 吉田山会館 第101会議室 (三重県津市栄町1丁目891番地)

ウ やむを得ない理由で欠席される場合は、令和3年1月20日(水)17時までに(1)の部局まで連絡してください。

(3) 見積提出の日時及び場所

ア 日時 令和3年2月9日(火)14時30分

イ 場所 三重県合同ビル G201会議室 (控室: 三重県合同ビル G101会議室)
(三重県津市栄町1丁目891番地)

ウ 郵送の場合は、令和3年2月8日(月)17時までに(1)の部局に必着とします。

(4) 見積提出資格の確認

見積提出希望者は、見積説明会で示す必要書類を次の提出期限までに(1)の部局まで提出し、見積提出資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期限

令和3年2月1日(月)17時

イ 提出場所

(1)と同じです。

ウ 審査

見積提出資格の適否を書類審査の上、決定します。

エ 提出資格審査の結果通知

令和3年2月5日(金)までに、文書(郵送)にて通知します。

4 見積提出等に関する事項

(1) 見積りは、本人又はその代理人が区域ごとに提出するものとします。ただし、代理人が提出する場合は、前もって委任状を提出するものとします。

(2) 見積りは、消費税及び地方消費税を含まない金額で記入してください。

5 供給事業者の決定

(1) 区域ごとに予定価格以下であり、かつ、最低制限価格以上の範囲で、最も低い見積価格を当該区域の供給価格とし、原則として、最も低い見積価格を提出した者を当該区域の供給事業者として決定します。

(2) 県内乳業者の経営に対する急激な影響を緩和し、地域経済の安定を図る観点から、前年度における当該区域の供給事業者(以下「前年度供給事業者」という。)が、次の要件を全て満たす場合は、前年度供給事業者を当該年度における当該区域の供給事業者とします。

なお、この措置は、実質的な競争を確保するため、同一区域において2年続けての適用は行いません。

ア (1)で決定された供給価格で引き続き当該年度期間の学校給食用牛乳の供給を希望していること。

イ 本県に学校給食用牛乳の製造に係る乳業工場を有すること。

ウ 資本の額又は出資の総額が3億円以下であり、かつ、常時使用する従業員の数が300人以下であること。

エ 当該年度の供給事業者の決定において、この措置を適用した場合、本県における当該前年度供給事業者の学校給食用牛乳の供給量が前年度に比べ増大しないこと。

また、(2)の措置をとってもなお前年度供給事業者以外の乳業者が供給事業者となるときには、当該区域の供給価格となるべき最低価格と前年度供給事業者の見積価格を当該区域内の学校開設者に期間を定めて提示し、供給事業者変更の意向確認を行うこととします。その際、当該区域内の学校開設者の全てが前年度供給事業者による供給を希望する場合は、当該乳業者を供給事業者とし、当該乳業者から提出のあった見積価格を当該区域の供給価格とします。

(3) 見積価格を比べた結果、同一区域に最も低い価格が2以上ある場合は、当該乳業者によるくじ引きにより、公正に供給事業者を決定します。ただし、それら見積価格を提出した乳業者において、当該区域の供給事業者である乳業者が存在する場合は、幼児、児童及び生徒に対する学校給食用牛乳供給の継続性の観点から、当該乳業者を供給事業者とします。

(4) 見積価格の提出のない区域が生じた場合は、再度見積価格を徴集し、供給価格及び事業者を決定します。

なお、これによっても供給事業者を決定できない場合は、当該区域内及び近隣に所在する乳業者並びに当該区域の隣接する区域に見積価格を提出した乳業者と協議の上、適正な価格により、当該区域の供給価格及び供給事業者を決定します。

(5) 予定価格以下であり、かつ、最低制限価格以上の見積価格の提出がなかった場合は、再度見積価格を徴集し、供給価格及び事業者を決定します。

なお、これによっても供給事業者を決定できない場合は、当該区域で最も低い見積価格を提出した乳業者並びに当該区域内及び近隣に所在する乳業者と協議の上、適正な価格により、当該区域供給価格及び供給事業者を決定します。

6 見積無効に関する事項

本公告に示した見積りを提出する資格のない者及び見積提出資格の確認において虚偽の申請を行った者の提出した見積り並びに次の要件に該当する見積りは、無効とします。

(1) 見積提出者が同一区域に2以上の見積りを提出したとき。

(2) 見積提出者又はその代理人が他人の見積提出の代理をしたとき。

(3) 見積提出に際して不正行為があったとき。

- (4) 見積りの記載内容が確認できないとき。
 (5) その他あらかじめ見積説明会で指示した事項に違反したとき。
- 7 その他必要な事項
 詳細は、見積説明会で説明します。

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定により、北伊勢森林計画区（四日市農林事務所管内一円及び津農林水産事務所管内一円）の地域森林計画を次のとおりたてましたので、同法第 6 条第 7 項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「次」は省略し、三重県農林水産部森林・林業経営課、四日市農林事務所及び津農林水産事務所に備え置いて縦覧に供します。

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定により、南伊勢森林計画区（松阪農林事務所管内一円及び伊勢農林水産事務所管内一円）、伊賀森林計画区（伊賀農林事務所管内一円）及び尾鷲熊野森林計画区（尾鷲農林水産事務所管内一円及び熊野農林事務所管内一円）の地域森林計画を次のとおり変更しましたので、同法第 6 条第 7 項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「次」は省略し、三重県農林水産部森林・林業経営課及び下記の各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。

- 1 南伊勢地域森林計画 松阪農林事務所及び伊勢農林水産事務所
- 2 伊賀地域森林計画 伊賀農林事務所
- 3 尾鷲熊野地域森林計画 尾鷲農林水産事務所及び熊野農林事務所

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2 級基準点測量）
- 2 作業期間
令和 2 年 12 月 9 日から令和 3 年 2 月 15 日まで
- 3 作業地域
津市大里小野田町及び同市大里睦合町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 3 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業期間
令和 2 年 10 月 26 日から令和 3 年 3 月 24 日まで
- 3 作業地域
尾鷲市末広町、同市野地町、同市坂場町、同市宮ノ上町、同市北浦町、同市大字天満浦、同市大字向井、同市大字大曾根浦、同市大字行野浦、同市大字南浦、同市港町、同市須賀利町、同市坂場西町、同市倉ノ谷町、同市古戸野町、同市泉町、同市大滝町、同市光ヶ丘、同市新田町、同市矢浜 4 丁目、同市馬越町、同市北浦西町、同市北浦東町、同市座ノ下町、同市桂ヶ丘、同市矢浜岡崎町、同市矢浜真砂、同市矢浜大道、多気郡大台町大字菅合、同町大字大ヶ所、同町大字上菅、同町大字弥起井、同町大字長ヶ、同町大字栗谷、同町大字天ヶ

瀬、同町大字江馬、同町大字小切畑、同町大字本田木屋、同町大字上真手、同町大字下真手、同町大字熊内、同町大字茂原、同町大字菌、同町大字清滝、同町大字菅木屋、同町大字明豆、同町大字御棟、同町大字小滝、同町大字神滝、同町大字滝谷、同町大字大井、同町大字南、同町大字唐櫃、同町大字岩井、北牟婁郡紀北町大字河内、同町大字船津、同町大字相賀、同町大字便ノ山、同町大字小浦、同町大字引本浦、同町大字矢口浦、同町大字白浦及び同町大字島勝浦

正 誤

令和2年12月18日付け三重県公報第168号に登載しました、漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示中

ページ 行
6 33～36

誤

- ③ 小型定置漁業
- ④ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。）
- ⑤ ①、②、③及び④以外の漁業

正

- ③ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。）
- ④ ①、②、③及び小型定置漁業以外の漁業

ページ 行
6 54～57

誤

- ④ 小型定置漁業
- ⑤ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。）
- ⑥ ①、②、③、④及び⑤以外の漁業

正

- ④ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。）
- ⑤ ①、②、③、④及び小型定置漁業以外の漁業

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>